

小児救急医療体制確立に向けた各都道府県における 事業の実施状況等について

1. 小児救急医療体制（二次救急医療）を整備する単位（地区） ※（ ）書は前年度の数字

- 各都道府県が定める地区（小児救急医療圏）：全国で407地区
（404）

※ 二次医療圏（全国で369地区）に比べて、小児救急医療に係る地域の実情に応じ、より細分化している地区があることから、二次医療圏数とは一致しない。

2. 小児救急医療体制（初期救急医療）の整備状況について

在宅当番医制・休日夜間急患センター未実施市町村 162市町村

3. 小児救急医療体制（二次救急医療）の確立に係る事業の実施状況について

- 平成17年度中に実施予定のものを含め234地区（221）である。

① 国庫補助事業整備地区：194地区（185）

- ・ 小児救急医療支援事業（小児救急医療圏ごとに、小児科を標榜する病院が当番制等により休日・夜間の小児救急患者を受け入れる。）

136地区（139）をカバーする。

- ・ 小児救急医療拠点病院（広域（複数の小児救急医療圏）を対象に小児救急患者を受け入れる。）

27病院（21）で事業を実施し、58地区（46）をカバーする。

② 県単独事業等整備地区：19地区（同）

- ・ 都道府県又は市町村が独自の事業として準夜帯（19時～23時）での小児科輪番制を行っているもの
- ・ 独立行政法人等において毎夜間・毎休日、小児科医による当直体制を採っているもの

などにより、小児救急医療を確保している地区。

③ 通常の病院群輪番制の中で小児救急医療が確保されている地区：21地区 （17）

病院群輪番制の中で毎夜間・毎休日、小児科医を確保し、小児救急医療を確保している地区。

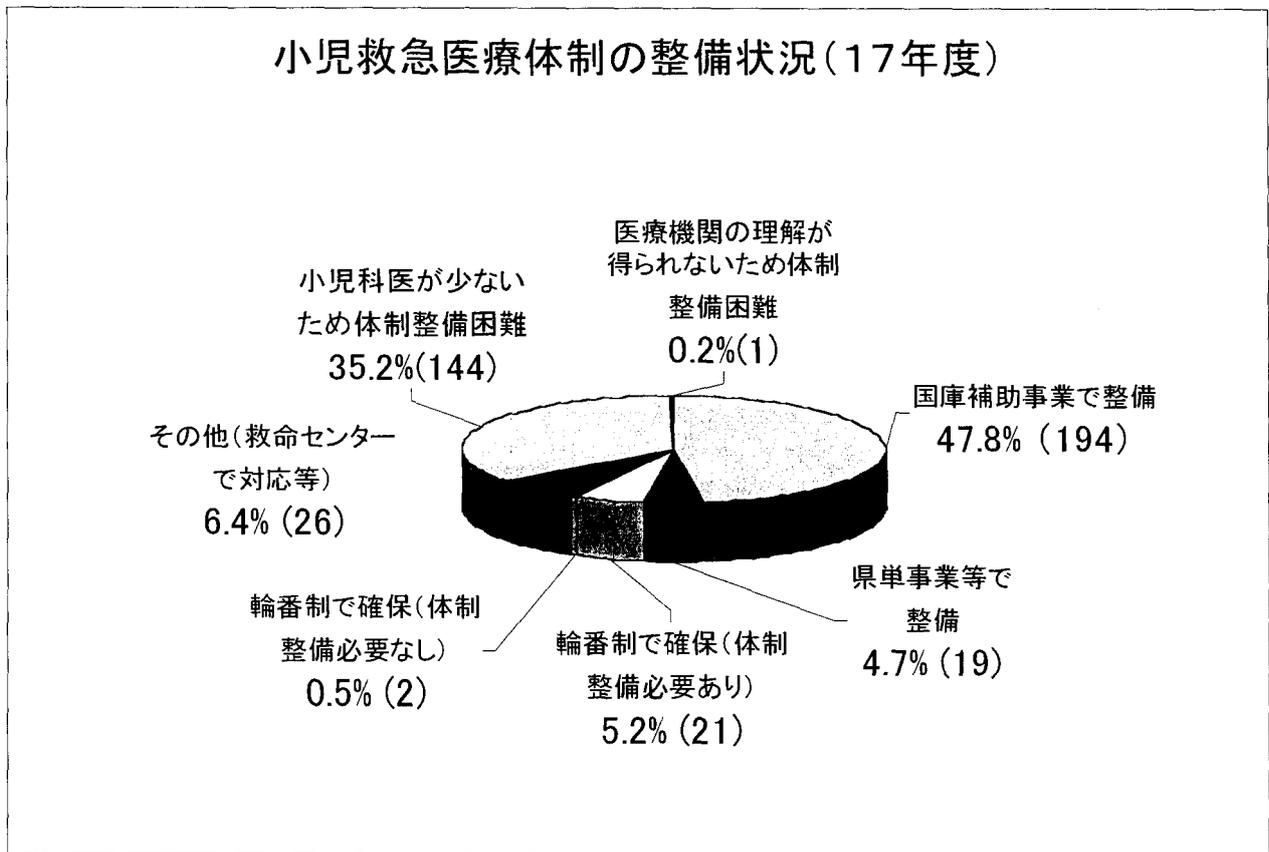
4. 小児救急医療体制（二次救急医療）の確立に係る事業の未実施地区について

(1) 未実施地区数：173地区（183）

(1. 小児救急医療圏数407 - 2. 事業の実施地区数234 = 173)

(2) 未実施の理由等別の状況

- ① 小児救急に特化した体制を採る必要がない 28地区（31）
 - a. 病院群輪番制事業又は共同利用型病院事業で対応 2地区（4）
 - b. 救命救急センターで対応等 26地区（27）
- ② 小児救急医療体制が必要だが、体制整備に困難を来している 145地区（152）
 - c. 小児科医が少ないため 144地区（150）
 - d. 医療機関の理解が得られないため 1地区（2）



5. 「小児救急医療体制確立のプランづくりのための協議会」設置状況について

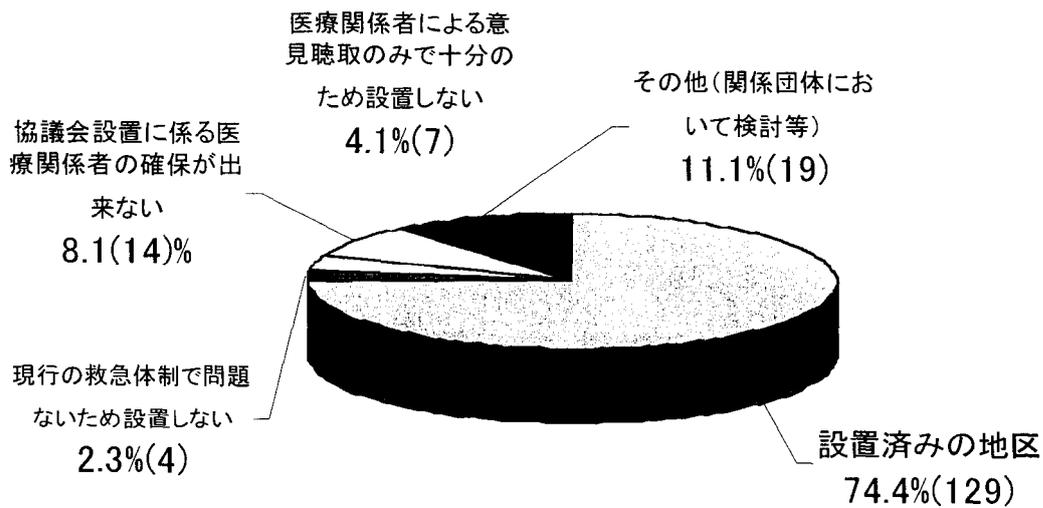
(1) 小児救急医療体制（二次救急医療）の確立に係る
事業の未実施地区（173地区）のうち協議会設置済地区：129地区
（143）

(2) 未設置地区数：44地区（40）
（事業未実施地区数173 - 協議会設置済地区数129 = 44）
（172） （128）

(3) 未設置の理由等別の状況

- ① 協議会を設置する必要がない 11地区（11）
 - a. 現行の救急医療体制で問題ない 4地区（1）
 - b. 医療関係者による意見聴取のみで十分である等 7地区（10）
- ② 協議会の設置が必要だが、設置に係る医療関係者の確保が出来ない 14地区（17）
- ③ 関係団体等において検討等 19地区（12）

未整備地区（173地区）の協議会設置状況



小児初期救急医療体制の整備状況

	二次医療圏数	小児救急医療圏数	初期救急医療体制整備済医療圏	在宅当番医制			休日夜間急患センター			在宅当番医制・休日夜間急患センターの実施のない市町村
				全市町村で実施している医療圏	一部の市町村のみで実施している医療圏	実施のない医療圏	全市町村で実施している医療圏	一部の市町村のみで実施している医療圏	実施のない医療圏	
1 北海道	21	21	20	17	3	1	2	8	11	4
2 青森	6	6	6	6			3		3	
3 岩手	9	9	9	8		1	2	1	6	
4 宮城	10	10	10	9		1	3	1	6	
5 秋田	8	8	8	4	3	1	5		3	
6 山形	4	7	7	2	3	2	2	3	2	
7 福島	7	8	8	8			4	1	3	
8 茨城	9	12	12	3	7	2	4	6	2	12
9 栃木	5	10	10	5	1	4	7		3	
10 群馬	10	5	5	4	1		2	3		
11 埼玉	9	16	16	10	5	1	7	7	2	2
12 千葉	9	15	15	10	3	2	13		2	9
13 東京	13	13	13	3	10		6	6	1	5
14 神奈川	11	14	14		4	10	9	5		
15 新潟	13	13	13	7	1	5	9		4	
16 富山	4	4	4	1	3		4			
17 石川	4	5	5	5			1		4	
18 福井	4	2	2	1	1			2		3
19 山梨	8	3	3	3			3			
20 長野	10	10	10	6	3	1	2	4	4	2
21 岐阜	5	5	5	1	4		1	3	1	10
22 静岡	8	12	11	9	1	2	7	3	2	2
23 愛知	11	12	12	1	8	3	6	6		5
24 三重	4	11	11	6	2	3	5	4	2	
25 滋賀	7	7	5		3	4	3	2	2	3
26 京都	6	6	5		2	4	2	3	1	8
27 大阪	8	11	11			11	11			
28 兵庫	10	10	10	3	4	3	4	6		
29 奈良	5	2	2		1	1		2		17
30 和歌山	7	7	7		2	5	5	1	1	6
31 鳥取	3	3	3			3	3			
32 島根	7	7	7	2	5			3	4	10
33 岡山	5	6	6	6				3	3	
34 広島	7	14	14	14			9	3	2	
35 山口	9	9	9	8	1		2	5	2	
36 徳島	6	3	3	3				2	1	
37 香川	5	5	5	5				1	4	
38 愛媛	6	6	6	6			1	4	1	
39 高知	4	4	4	1	3			1	3	15
40 福岡	13	15	15	15			10	1	4	
41 佐賀	5	5	5	2	3		2	3		
42 長崎	9	9	8	7		2	1	1	7	3
43 熊本	11	11	11	11			1	1	9	
44 大分	10	10	10	10			1		9	
45 宮崎	7	7	7	7			4	1	2	
46 鹿児島	12	13	13	12	1			2	11	1
47 沖縄	5	6	2			6		2	4	45
計	369	407	397	241	88	78	166	110	131	162

※ 「医療圏」とは小児救急医療圏を指す。

※ 「一部の市町村のみで実施している医療圏」欄は、市・町・村のいずれか1地域でも実施している医療圏数を計上している。

※ 「在宅当番医制・休日夜間急患センターの実施のない市町村を含む医療圏」欄は、両事業が一部の市町村のみで行われていない医療圏数を計上している。

二次小児救急医療体制の取組状況

(平成17年9月1日現在)

	二次医療圏数	小児救急医療圏数	国庫補助事業整備地区						県単事業等整備地区	通常の輪番制で確保されている地区	整備済地区
			小児救急医療支援事業			小児救急医療拠点病院					
			16年度以前より実施	17年度に実施	計	16年度以前より実施	17年度に実施	計			
1 北海道	21	21	2 (2)		2 (2)	11 (4)	2 (1)	13 (5)			15
2 青森	6	6		1 (1)	1 (1)						1
3 岩手	9	9	1 (1)		1 (1)						1
4 宮城	10	10	1 (1)		1 (1)						1
5 秋田	8	8	2 (2)		2 (2)						2
6 山形	4	7	1 (1)		1 (1)						1
7 福島	7	8	1 (1)		1 (1)				1		2
8 茨城	9	12	2 (2)		2 (2)	4 (1)	2 (1)	6 (2)	3		11
9 栃木	5	10	1 (1)	1 (1)	2 (2)				1		3
10 群馬	10	5	4 (4)		4 (4)						4
11 埼玉	9	16	13 (13)		13 (13)		2 (2)	2 (2)			15
12 千葉	9	15	4 (4)		4 (4)	6 (3)		6 (3)	1	1	12
13 東京	13	13	12 (12)		12 (12)						12
14 神奈川	11	14	12 (12)		12 (12)	2 (1)		2 (1)			14
15 新潟	13	13								2	2
16 富山	4	4	1 (1)		1 (1)					2	3
17 石川	4	5								1	1
18 福井	4	2	2 (2)		2 (2)						2
19 山梨	8	3	1 (1)	1 (1)	2 (2)						2
20 長野	10	10								1	1
21 岐阜	5	5					3 (2)	3 (2)			3
22 静岡	8	12	8 (8)	3 (3)	11 (11)						11
23 愛知	11	12	2 (2)		2 (2)						2
24 三重	4	11		2 (2)	2 (2)				5		7
25 滋賀	7	7	5 (5)	1 (1)	6 (6)						6
26 京都	6	6								1	1
27 大阪	8	11	11 (11)		11 (11)						11
28 兵庫	10	10	10 (10)		10 (10)		(1)	(1)			10
29 奈良	5	2	2 (2)		2 (2)						2
30 和歌山	7	7	3 (3)		3 (3)						3
31 鳥取	3	3	2 (2)		2 (2)				1		3
32 島根	7	7							2		2
33 岡山	5	6	2 (2)		2 (2)					1	3
34 広島	7	14	2 (2)	1 (1)	3 (3)	8 (3)		8 (3)		1	12
35 山口	9	9	1 (1)		1 (1)	4 (2)		4 (2)	1		6
36 徳島	6	3	2 (2)		2 (2)	1 (1)		1 (1)			3
37 香川	5	5	3 (3)		3 (3)				1	1	5
38 愛媛	6	6	2 (2)		2 (2)						2
39 高知	4	4	1 (1)		1 (1)						1
40 福岡	13	15	1 (1)		1 (1)					5	6
41 佐賀	5	5								4	4
42 長崎	9	9	1 (1)		1 (1)				1		2
43 熊本	11	11				6 (3)		6 (3)			6
44 大分	10	10	3 (3)		3 (3)		3 (1)	3 (1)		1	7
45 宮崎	7	7									
46 鹿児島	12	13				4 (1)		4 (1)	2		6
47 沖縄	5	6	5 (5)		5 (5)						5
計	369	407	126 (126)	10 (10)	136 (136)	46 (19)	12 (8)	58 (27)	19	21	234

※ 小児救急医療支援事業の左数字は地区数、右 () 数字は事業数である。

※ 小児救急医療拠点病院の左数字は地区数、右 () 数字はか所数である。

※ 「国庫補助事業整備地区」及び「県単事業等整備地区」は17年度までの整備地区(予定を含む)を集計し、「小児救急医療支援事業」と「小児救急医療拠点病院」の重複地区については、「小児救急医療拠点病院」の重複地区を除く。また「県単事業等整備地区」及び「通常の輪番制で確保されている地区」は、国庫補助事業との重複地区を除く。

小児救急医療体制(二次救急)未整備地区の要因

	二次医療圏数	小児救急医療圏数(A)	国庫補助事業整備地区(B)	県単事業等整備地区(C)	通常の輪番制で確保されている地区(D)	整備済地区(B+C+D)=E	未整備地区(A-E)	未整備地区の要因				未整備地域の小児救急医療確保の方策		
								①	②	③	④			
1 北海道	21	21	15			15	6		2		4	18'に支援事業開始予定	病院群輪番制病院等においてオンコール体制も活用しながら対応	
2 青森	6	6	1			1	5		3		2	小児科標榜二次輪番病院や救命救急センターで対応(2地区)	"	
3 岩手	9	9	1			1	8	2	6				"	
4 宮城	10	10	1			1	9		9				"	
5 秋田	8	8	2			2	6		6				"	
6 山形	4	7	1			1	6		6				"	
7 福島	7	8	1	1		2	6		6				"	
8 茨城	9	12	8	3		11	1		1				"	
9 栃木	5	10	2	1		3	7		5		2	支援事業等の実施に向け検討中	"	
10 群馬	10	5	4			4	1				1	小児科標榜病院がオンコール体制等により随時対応しているため	小児科標榜病院がそれぞれオンコール体制を取り対応	
11 埼玉	9	16	15			15	1		1				18年1月より支援事業開始予定	
12 千葉	9	15	10	1	1	12	3				3	支援事業の実施に向けて検討中	病院群輪番制病院等においてオンコール体制も活用しながら対応	
13 東京	13	13	12			12	1				1	各島毎で対応可能	島内で対応できない場合、都立広尾病院を中心に対応	
14 神奈川	11	14	14			14								
15 新潟	13	13			2	2	11		11					病院群輪番制病院等においてオンコール体制も活用しながら対応
16 富山	4	4	1		2	3	1				1	救命救急センターに準じた機能を持つ地域救命センターで対応	"	
17 石川	4	5			1	1	4		4					小児科標榜病院がそれぞれオンコール体制を取り対応
18 福井	4	2	2			2								
19 山梨	8	3	2			2	1		1					病院群輪番制病院等においてオンコール体制も活用しながら対応
20 長野	10	10			1	1	9		8		1	基幹病院で対応している	"	
21 岐阜	5	5	3			3	2		1		1	県立病院が拠点病院の役割を担っている	"	
22 静岡	8	12	11			11	1		1					病院群輪番制病院等においてオンコール体制も活用しながら対応
23 愛知	11	12	2			2	10		10					"
24 三重	4	11	2	5		7	4		4					"
25 滋賀	7	7	6			6	1		1					"
26 京都	6	6			1	1	5		3		2	支援事業・拠点病院事業実施に向けて調整中	"	
27 大阪	8	11	11			11								
28 兵庫	10	10	10			10								
29 奈良	5	2	2			2								
30 和歌山	7	7	3			3	4		2	1	1	救命救急センターで対応	病院群輪番制病院等においてオンコール体制も活用しながら対応	
31 鳥取	3	3	2	1		3								
32 島根	7	7		2		2	5		5					病院群輪番制病院等においてオンコール体制も活用しながら対応
33 岡山	5	6	2		1	3	3		3					"
34 広島	7	14	11		1	12	2				2	拠点病院設置に向け関係機関と協議中	小児対応の在宅当番医制と二次救急医療機関で対応している。	
35 山口	9	9	5	1		6	3				3	救命救急センターで対応しているので新たな体制整備の必要なし	救命救急センターで対応	
36 徳島	6	3	3			3								
37 香川	5	5	3	1	1	5								
38 愛媛	6	6	2			2	4		4					病院群輪番制病院等においてオンコール体制も活用しながら対応
39 高知	4	4	1			1	3		3					"
40 福岡	13	15	1		5	6	9		9					"
41 佐賀	5	5			4	4	1		1					
42 長崎	9	9	1	1		2	7		6		1	救命救急センターで対応しているので新たな体制整備の必要なし	病院群輪番制病院等においてオンコール体制も活用しながら対応	
43 熊本	11	11	6			6	5		5					"
44 大分	10	10	6		1	7	3		3					"
45 宮崎	7	7					7		7					"
46 鹿児島	12	13	4	2		6	7		7					"
47 沖縄	5	6	5			5	1				1	救命救急センターで対応しているので新たな体制整備の必要なし	救命救急センターで対応	
計	369	407	194	19	21	234	173	2	144	1	26			

注1) 「国庫補助事業整備地区」及び「県単事業等整備地区」は17年度までの整備地区(予定を含む)を集計し、また「県単事業等整備地区」及び「通常の輪番制で確保されている地区」は、国庫補助事業との重複地区を除く
 注2) 「国庫補助事業」とは、小児救急医療支援事業及び小児救急医療拠点病院事業を指し、「県単事業等」とは国立医療機関や県単独事業等を指し、「通常の輪番制で確保されている地区」とは、輪番制の中で小児科医を確保し、常に大人と子どもの救急医療体制が確保されている地区を指す
 なお、「県単事業」については小児科医を確保し、二次の小児救急医療体制がとられているものを指す(小児科医のオンコール体制は除く)
 注3) 未整備地区の未整備の要因は以下によって区分している。
 ①病院群輪番制事業(又は共同利用型病院事業)で対応しており、小児救急に特化した体制を取る必要がない。
 ②小児救急体制が必要であるが、小児科医が少ないため体制整備が困難。
 ③小児救急体制が必要であるが、小児科医を抱える医療機関の理解が得られないため体制整備が困難。
 ④その他

「小児救急医療体制確立のプランづくりのための協議会」における取組状況

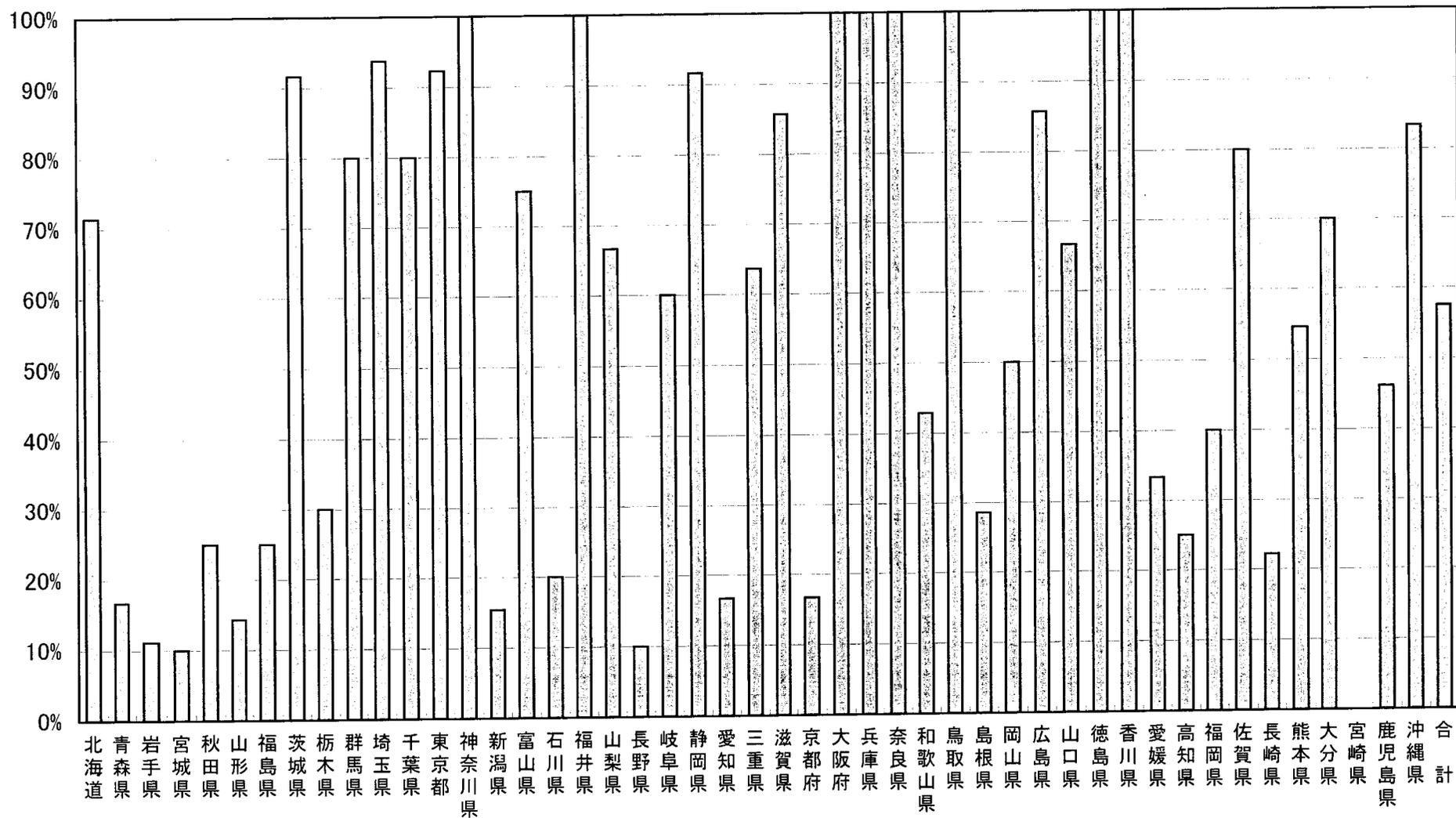
(平成17年9月1日現在)

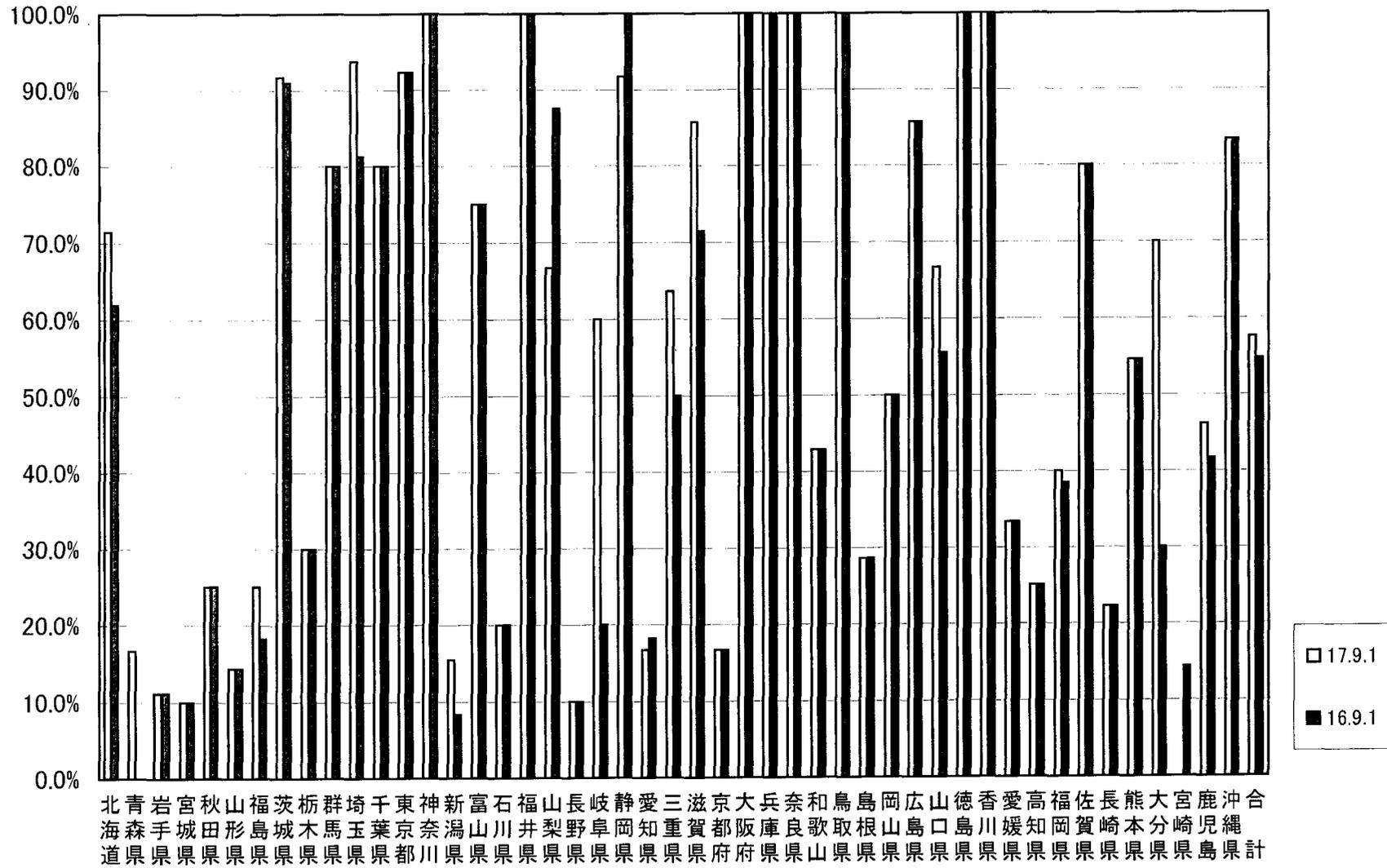
二次医療圏数	小児救急事業					小児救急医療体制確立のプランづくりのための協議会					協議会未設置の要因						
	小児救急医療圏数(a)	国庫補助事業整備地区	県単事業等整備地区	通常の輪番制で確保されている地区	計(b)	設置済みの協議会における検討事項				未設置地区数(a-b+c)	協議会未設置の要因						
						設置済地区数(c)	小児科医の確保方針	小児救急医療体制(二次)の整備計画	その他		「その他」の主な検討事項	①	②	③	その他	「その他」の主な理由	
1	北海道	21	21	15		15	6		2	4	18年より支援事業開始に向けた検討						
2	青森	6	6	1		1	5			5	現在のマンパワーによる充実策						
3	岩手	9	9	1		1	6	1	2	5	小児救急体制整備の実施方針、小児救急に関する研修会の開催、保護者に対する啓発、医療機関の連携強化策等を検討	2		1		1	地域災害及び救急医療連絡会議において検討するため
4	宮城	10	10	1		1				9						9	
5	秋田	8	8	2		2	6		6								
6	山形	4	7	1		1				6						6	17年3月まで設置
7	福島	7	8	1	1	2	6	6	6								
8	茨城	9	12	8	3	11	1	1	1	1	子育て不安解消のための保護者向け講習会の開催						
9	栃木	5	10	2	1	3	4			4	初期救急の充実を含む体制整備を検討	3				3	17年度中に設置予定
10	群馬	10	5	4		4	1		1								
11	埼玉	9	16	15		15	1		1								
12	千葉	9	15	10	1	1	12	3		3	現状を踏まえた小児救急医療体制について検討						
13	東京	13	13	12		12				1			1				
14	神奈川	11	14	14		14											
15	新潟	13	13		2	2	9	8	1	1	小児救急医療体制(一次救急)の整備	2				2	
16	富山	4	4	1		2	3			1							
17	石川	4	5		1	1	4			4	小児救急医療体制の充実						
18	福井	4	2	2		2											
19	山梨	8	3	2		2	1	1	1	1	今後の小児救急医療体制について検討中						
20	長野	10	10		1	1	5			5	初期も含めた小児救急医療体制の整備	4				4	関係機関と調整中
21	岐阜	5	5	3		3				2						2	17年度中に設置予定
22	静岡	8	12	11		11	1	1	1								
23	愛知	11	12	2		2	10	10									
24	三重	4	11	2	5	7	4			4	小児救急も含めた救急医療体制整備について検討						
25	滋賀	7	7	6		6	1		1								
26	京都	6	6		1	1				5				5			
27	大阪	8	11	11		11											
28	兵庫	10	10	10		10											
29	奈良	5	2	2		2											
30	和歌山	7	7	3		3	1		1								協議会設置に向けて、中核医療所と県立病院間で調整をする必要がある
31	鳥取	3	3	2	1	3											
32	島根	7	7	2		2	5		5								
33	岡山	5	6	2	1	3	3			3	小児救急医療体制の整備及び普及啓発等						
34	広島	7	14	11	1	12	2		2	2	小児対応の在宅当番制の充実						
35	山口	9	9	5	1	6	3	1	1	1	小児救急医療体制の現状分析と対応策						
36	徳島	6	3	3		3											
37	香川	5	5	3	1	5											
38	愛媛	6	6	2		2	4	4		4	普及啓発事業等の実施を検討、啓発用マニュアルの見直し						
39	高知	4	4	1		1											
40	福岡	13	15	1		5	6	9	3	9	広域による小児救急体制の整備						
41	佐賀	5	5		4	4	1		1								
42	長崎	9	9	1	1	2	4		1	3	初期の夜間急診診療所設置、隣接医療圏との連携、内科医参加による初期体制確保	3	2	1			
43	熊本	11	11	6		6	5		5	5	初期救急医療体制の整備						
44	大分	10	10	6	1	7	3	1	1	1	広域搬送体制の整備						
45	宮崎	7	7			7	7		7								
46	鹿児島	12	13	4	2	6	7	7	7	7							
47	沖縄	5	6	5		5				1		1					
計		369	407	194	19	21	234	129	51	56	56		44	4	7	14	19

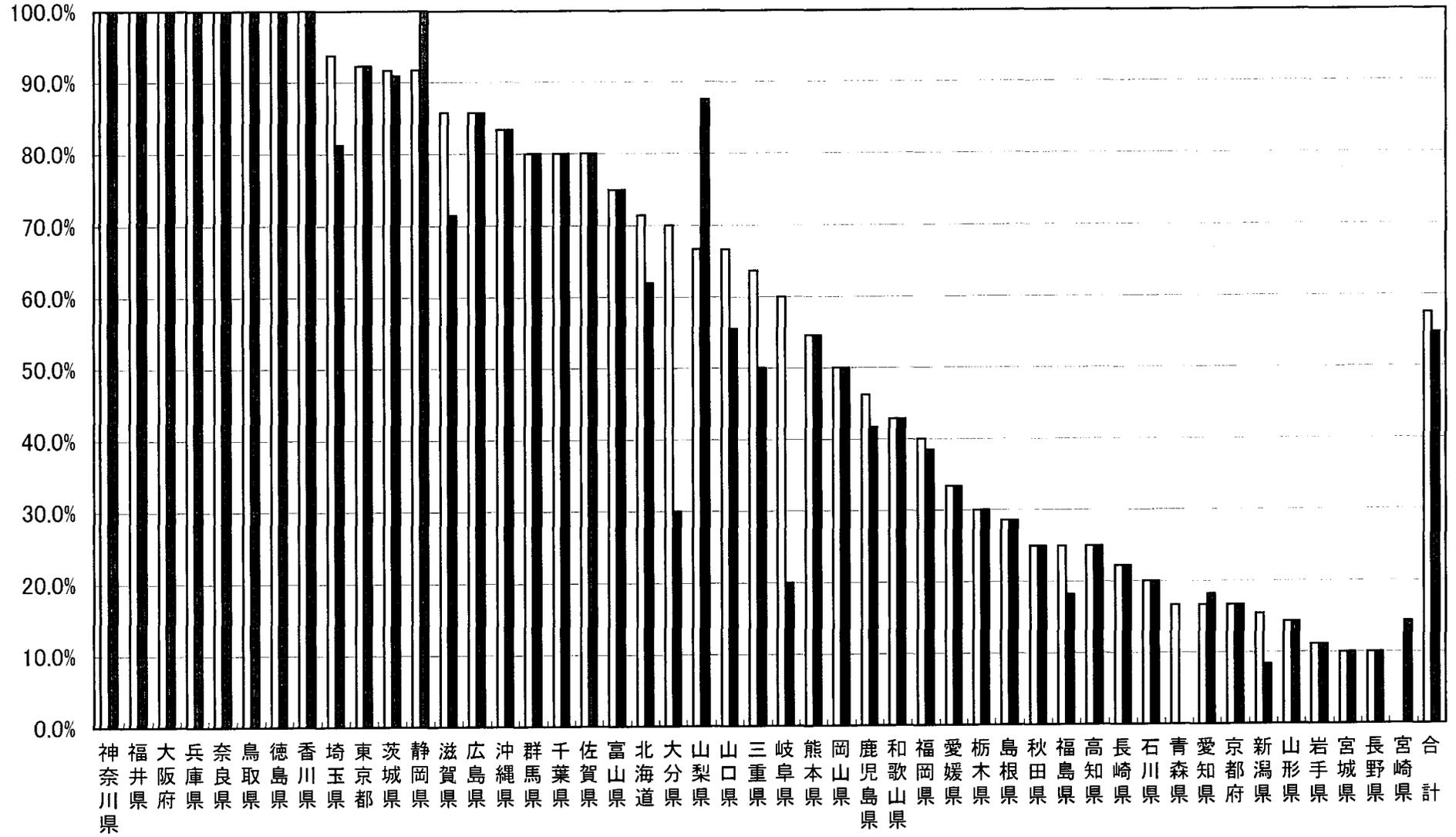
注1) 「国庫補助事業整備地区」及び「県単事業等整備地区」は17年度までの整備地区(予定を含む)を累計し、また「県単事業等整備地区」及び「通常の輪番制で確保されている地区」は、国庫補助事業との重複地区を除く
 注2) 「国庫補助事業」とは、小児救急医療支援事業及び小児救急医療拠点病院事業を指し、「県単事業等」とは国立医療機関や県単事業等を指し、「通常の輪番制で確保されている地区」とは、輪番制の中で小児科医を確保し、常に大人と子どもの救急医療体制が確保されている地区を指す。
 注3) 「協議会」とは、地域の関係者による小児救急医療提供体制確立のプランづくり等を検討する場である。(16年度までに設置する地区を累計)
 注4) 「協議会設置済地区数」は、小児救急事業実施地区(国庫補助・県単・通常の輪番で確保されている地区)を除く
 注5) 「設置済みの協議会における検討事項」は、重複回答も計上
 注6) 「未設置の要因」における分類は次のとおり。①=現行の救急医療体制で問題ないため設置しない。②=医療関係者による意見聴取のみで十分であるため設置しない。(または関係団体で別途検討を行っているため設置しない。)
 ③=協議会設置に係る医療関係者の確保が出来ない。

各都道府県の小児救急医療圏における二次小児救急医療体制の整備状況

(平成17年9月1日現在)







□ 17.9.1 ■ 16.9.1